

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和4年4月4日（月）
担当課	健康福祉部健康課
電話	0791-63-2112

報道機関各位

## 不妊治療の保険適用開始にあわせ、 妊活応援金給付事業を開始

令和4年4月から不妊治療の一部保険適用を受け、特定不妊治療費助成事業が廃止となることから、保険適用後においても、一定の患者負担が見込まれます。

本市では、新たな不妊治療への支援施策として、妊活応援金給付事業を創設し、不妊に悩む夫婦の心理的・経済的負担の軽減を図るとともに、不妊治療と社会生活を両立できるまちを目指します。

### 記

- 1 給付対象者 特定の不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた、たつの市に住民票のある夫婦【事実婚を含む】
- 2 給付内容 1回の治療につき5万円（1年度につき3回まで）を給付  
※年齢及び通算給付回数に制限はありません。
- 3 申請方法 特定の不妊治療の終了後、申請書を提出
- 4 申請期限 特定の不妊治療が終了した日の属する年度の3月末日